

1. 件名：「廃止措置に関する事業者ヒアリング（伊方発電所 保安規定変更認可申請に関する事業者ヒアリング【12】）」

2. 日時：令和元年10月23日（水） 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、池田廃止措置専門官、立元保安規定二係長

四国電力株式会社 原子力部 環境技術グループ グループリーダー 他5名

5. 要旨

(1) 四国電力株式会社から、令和元年6月25日に提出（令和元年7月12日補正）された、伊方発電所保安規定変更認可申請について、資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁は、(1)の説明に対し、以下の点を含め、今後引き続き確認することとした。

- ・保安規定第300条の試料採取箇所からモニタタンクを削除する理由として、添付資料—3では2号炉の廃止に伴い削除しているが、第300条は1号炉での採取箇所を示しており、理由として明確でない。

(3) 四国電力株式会社より、了解した旨回答があった。

6. 配布資料

(1) 伊方発電所保安規定審査基準の要求事項と保安規定各条文との対応について